

小松市住宅耐震・防火対策促進事業補助金交付要綱

| | | |
|-------------------|--------------|------|
| 平成 18 年 6 月 26 日 | 小松市告示第 64 号 | 制定 |
| 平成 19 年 10 月 15 日 | 小松市告示第 124 号 | 一部改正 |
| 平成 20 年 4 月 1 日 | 小松市告示第 8 号 | 一部改正 |
| 平成 23 年 2 月 1 日 | 小松市告示第 128 号 | 一部改正 |
| 平成 23 年 4 月 1 日 | 小松市告示第 9 号 | 一部改正 |
| 平成 23 年 8 月 10 日 | 小松市告示第 150 号 | 一部改正 |
| 平成 24 年 3 月 16 日 | 小松市告示第 262 号 | 一部改正 |
| 平成 27 年 11 月 10 日 | 小松市告示第 180 号 | 全部改正 |
| 平成 28 年 10 月 24 日 | 小松市告示第 156 号 | 一部改正 |
| 平成 30 年 9 月 28 日 | 小松市告示第 148 号 | 一部改正 |
| 令和元年 12 月 27 日 | 小松市告示第 227 号 | 全部改正 |

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小松市における住宅の耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減することを目的として、当該住宅の耐震診断並びに耐震改修工事、段階的耐震改修工事又は防火改修工事(以下「耐震改修工事等」という。)を行う者に対して補助金を交付することに関し、小松市補助金交付規則(昭和45年小松市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事が着手された、一戸建ての木造住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの)を含む。
- (2) 耐震診断士 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士のうち、一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人石川県建築士事務所協会が行う講習会を受講した者、又はそれと同等の技術を持つ者として市長が認める者をいう。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいた「精密診断法」又は「一般診断法」にて耐震診断士が住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修工事 次項の耐震診断の結果に基づく改修工事のための設計(以下「耐震設計」という。)に基づき、次に掲げる値が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする改修工事をいう。

- ア 一般診断法による上部構造評点
- イ 精密診断法のうち保有耐力診断法による上部構造耐力の評価
- ウ 精密診断法のうち保有水平耐力計算による方法にあつては必要保有水平耐力に対する保有水平耐力の比
- エ 精密診断法のうち限界耐力計算による方法にあつては安全限界変形時の必要耐力と限界耐力の比

(5) 段階的耐震改修工事 次に掲げる耐震改修工事を段階的に行うものをいう。

- ア 第一段階耐震改修工事 2階建ての建築物の1階部分の上部構造評点等が1.0未満のものを1.0以上とする工事
- イ 第二段階耐震改修工事 建築物全体の上部構造評点等が1.0未満のものを1.0以上とする工事

(6) 防火改修工事 木造住宅の火災に対する安全性の向上を目的とした、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行った改修設計に基づく改修工事のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 屋根すべてを建築基準法第63条に適合させ、延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏すべてを防火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を同法第64条に適合させる工事
- イ 火災等の際に避難経路がシャッター部分のみである建築物に対し、出入り口戸等の設置により避難を容易にさせる工事

(補助対象者及び補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、住宅の所有者(所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者、子である者等その他市長が特に必要と認める者については、この限りではない。)又は居住者(居住する予定の者を含む。)で、市税の滞納がない者とする。

2 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に存する木造の住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体が所有する住宅でないこと。

(4) 建築又は着工した時点において、法の規定する建築基準関係規定に適合しているもの。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震改修工事等で別表第1に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する耐震改修工事等を除く。

(1) 耐震診断については、過去に市の耐震改修促進事業の補助金の交付を受けたもの

(2) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となるもの

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が行う補助対象事業に要する経費の全部又は一部とする。

2 補助金額は、別表第2に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において市長が認める額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

(事業認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書(様式第2号)により、これを認定しないときは所定の補助事業認定申請却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

(事業認定の変更等)

第7条 前条第1項の認定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りで

ない。

(1) 耐震改修工事の施工箇所又は施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの

(2) 補助対象経費の30パーセント未満の額の増減を伴う変更。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、補助事業変更等承認(否認)通知書(様式第4号)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事業認定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

(2) 補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第6条第3項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行ななければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書(様式第6号)により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付決定できない旨の通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第16条の規定に該当することとなったとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、第10条第1項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)により市長へ補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(代理受領)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を耐震診断にあつては当該耐震診断を行った者に、耐震改修工事にあつては当該耐震改修工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震診断を行った者又は耐震改修工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第10条第1項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書(代理受領)(様式第8号)により市長へ補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

4 前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみ

なす。

(返還)

第14条 市長は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の小松市住宅耐震・防火対策促進事業補助金交付要綱の規定により申請されているものについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

| 事業区分 | 補助要件 |
|-----------|---|
| 耐震改修工事 | <p>1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅</p> <p>2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は市長が別に認めたもの</p> |
| 段階的耐震改修工事 | <p>1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅</p> <p>2 第一段階の耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は1階の最小の値が1.0以上となるもの（ただし、第二段階として、耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事を行うものに限る）</p> |
| 防火改修工事 | <p>木造住宅の火災に対する安全性の向上を目的とした、建築士法第2条第1項に規定する建築士が行った改修設計に基づく改修工事のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 屋根すべてを法第63条に適合させ、延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏すべてを防火構造とし、延焼の恐れのある部分の開口部を同法第64条に適合させる工事</p> <p>イ 火災等の際に避難経路がシャッター部分のみである建築物に対し、出入り口戸等の設置により避難を容易にさせる工事</p> |
| 耐震診断 | <p>耐震診断士が行う耐震改修工事、段階的耐震改修工事前の住宅に対するもの又は市長が別に認めたもの</p> |

別表第2（第5条関係）

| 事業区分 | 補助金限度額 |
|-----------|--|
| 耐震改修工事 | 1戸あたり1,500,000円。ただし、過去に補助対象住宅について、本補助金の交付を受けたことがある場合は、上記補助金限度額から当該補助金の額を減じた額を補助金限度額とする。 |
| 段階的耐震改修工事 | <p>第一段階耐震改修工事については、第一段階耐震改修工事費/全体耐震改修工事費に1,500,000円を乗じた額とする。</p> <p>第二段階耐震改修工事については、1,500,000円から第一段階耐震改修工事に対する補助金額から引いた額とする。</p> |
| 防火改修工事 | 防火改修工事のみの場合、補助率1/2、限度額50万円。ただし、併せて耐震改修工事を行う場合は補助額1/2、限度額30万円とする。 |
| 耐震診断 | 耐震診断に要する費用の5分の4に相当する額以内の額、かつ120,000円を超えないものとする。 |